

# 矢掛町空き家活用新規創業支援事業補助金

## 趣 旨

町内産業の振興，雇用の促進，及び定住・交流の促進による賑わいのまちづくりに寄与するため，町内における空き家を利用して小売業，飲食業，サービス業等を新規創業する事業者に対して支援を行う。

## 補助対象期間

令和6年度

## 主な補助要件

- 矢掛町空き家情報登録物件を活用すること
- 町内に住所を移転すること
- 週3日以上営業すること
- 備中西商工会の経営指導を受けること
- 5年以上空き家を活用して事業を行うこと
- 事業完了後，3月1日までに交付申請書類を提出すること

※ 矢掛町伝統的建造物群保存地区内の空き家改修工事を行う場合，矢掛町教育委員会の意見・許可に従い，保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでない改修を行う必要があります。

※ 2親等以内の親族間での活用は，補助対象外となります。

## 補助対象事業の内容・補助金額

区 分	事 業 内 容	補助対象経費・補助金
設備資金補助	<b>空き家創業出店支援</b> 矢掛町内の空き家を活用して新規に事業を起こすに当たって必要な空き家改修費，設備備品購入費，外構工事費の一部を支援	○空き家改修費・設備備品購入，外構工事費等に要する経費 ○補助率： 1/2以内 (補助限度額： <b>200万円</b> ) <b>※予算の範囲内で補助金を交付</b>

※ 他の補助金（矢掛町空き家改修補助金を除く）を受けている場合、上限額(200万円)から差し引いた金額が「補助上限額」となります。

## 注 意 事 項

- 空き家改修前に申請を行うこと（着工後の申請は補助対象外）
- 空き家改修工事は，原則として町内事業者が行うこと

### 【お問い合わせ】

〒714-1297（役場専用）  
岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地  
矢掛町 産業観光課 商業観光係  
TEL 0866-82-1016